

# 労働環境における熱中症対策の強化について

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。この改正により熱中症を生ずる恐れのある作業を行う際に、以下の措置が事業者（労働者を雇用する農業者や農業法人も対象）に義務付けられます。

## 1 報告するための体制

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

## 2 必要な措置や実施手順の周知

- ①作業からの離脱
- ②身体のコールド
- ③必要に応じて医師の診察または処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡および所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順をあらかじめ定め、関係作業員に周知する

※WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業

## 3 適正に行わなかった場合の罰則

（労働安全衛生法第119条）6月以下の懲役また50万以下の罰金

# 熱中症の労務災害

## 1 認定されるケース

(一般的認定要件)

- ・時間的、場所的に明確にし得る原因が存在すること
- ・災害と疾病の間に因果関係が認められること
- ・業務に起因しない他の原因で発病または増悪したものではないこと

(医学的診断要件)

- ・作業条件および温湿度条件などの把握
- ・一般症状の視診（けいれん、意識障害など）および体温

## 2 認定されないケース

- ・寝不足や前日の飲酒、持病によって発症したもの
- ・自宅が暑かったなど
- ・業務との因果関係が認められない場合（業務時間外活動中、持病の悪化）

## 3 労働災害認定された場合

- ・労災保険から医療給付や休業給付など補償を受けられる

## 4 熱中症対策

(休憩場所の整備)

- ・冷房設備のある場所や日陰 ・おしぼりや瞬間冷却パック
- ・シャワーや水風呂 ・飲料水や塩飴 ・連絡網や実施手順を整備し周知する

(服装)

- ・透水性、通気性のよい服を

(健康管理)

- ・健康状態を把握し作業中も定期的に確認
- ・体調不良や睡眠不足など確認指導